Inserted Text is here.

INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 141 2016年01月04日

インド商標法規則改正案要旨

インドにおいて2002年商標法規則は2016年初頭に改正される予定であるが、その改正の要旨は以下の通りである。

1. 著名商標の認定制度を採択

規則第 127 条は、著名商標の認定申請を規定する。その申請は事案と証拠を伴わなければならない。著名商標に認定されれば、当局のリストに掲載される。

2. 公費値上げ

公費(団体標章出願と異議通知を除く)は 100%値上げされた。

3. 通常出願は 10%の追加費用

電子出願を奨励するために改正規則では通常の出願の公費は 10%高く設定された。オンライン出願では 10%安くなるが、それはオンライン出願を奨励するためである。

但し、改正規則は技術的な問題でオンライン・サーバーにアクセスできない場合は通常出願を選択することには言及していない。

4. 出願の促進

規則第 35 条は出願手続きの促進を規定している。出願後、出願人は(出願費用公費の 5 倍を納付した後で)出願の促進を申請することができ、3 ヶ月で審査される。その後、拒絶理由の答弁、ヒヤリング、要求があれば、出願の公告及び異議申立から、その最終処分まで手続きが促進される。手続き促進の方法は登録官が決定する。

5. 商標の記述

出願人は商標を簡潔に記述しなければならない。従って、図形、ラベル及びその他の新しい商標を出願する場合、簡潔に記述して商標を説明する必要がある。

Inserted Text is here.

6. 使用の供述は宣言書の形式で提出

規則第 26 条(2)により、出願日前の商標の使用を主張する場合、出願人は証拠を添えて使用を宣誓する宣言書を提出しなければならない。現行では、宣言書の提出は義務ではなく、審査官によって要求された場合のみ宣言書を提出している。

7. 書類の電子化

登録官は出願人又は代理人が提供したメールアドレスに公式な通知を送付する。

8. 異議手続き:促進の試み

規則第 43 条は異議申立書の写しは当局が受領した日から通常 3 ヶ月以内に送付することを規定している。当該規則は更に公式なウェッブサイトで入手できる異議申立書に基づいて答弁ができることを規定している。現行では、当局が正式に異議申立を通知してから答弁できる。

ヒヤリングは証拠提出後通常 3 ヶ月以内に設定される。

9. フォームの統一

現行では 75 のフォームが使用されているが、凡そ 10 フォームにして、多数のフォームは統合して手続きを簡潔にする。

10. 再審査と再調査の規定

規則第 34 条(1)により、登録官は登録前のどの段階でも出願の再審査及び再調査を行う権利がある。

11. 複数の優先権は不可

規則第 25 条(3)は単一の優先権主張しかできないことを規定している。

12. 出願した分類においてのみに限定可

出願した商品・役務が出願した分類以外の分類に帰属する場合でも、出願した分類においてのみ商品・役務の限定をしなければならない。

13 サウンドマークの出願

規則第 27 条(5)はサウンドマークの登録出願には音符と共に 30 秒以内の MP3 フォーマットを提出しなければならない。

(出典:DePENNING & DePENNING)

この記事の著作権は有限会社ウンピン・エンド・カンパニーにあり、一部または全部の無許可転載を禁止します。
あらゆる内容は日本の著作権法及び国際条約によって保護を受けています。